

開催日時

2021年12月22日（水曜日）
午前11時（午前10時30分受付開始）
（開催時刻が前回と異なりますので、
お間違えないようご注意ください。）

開催場所

東京都港区東新橋一丁目9番2号
汐留住友ビル14階

目次

第10回定時株主総会招集ご通知…… 1

（添付書類）

事業報告 …………… 4

計算書類 ……………20

個別注記表 ……………23

監査報告書 ……………28

株主総会参考書類 ……………32

第1号議案 取締役3名選任の件 …32

第2号議案 監査役1名選任の件 …34



第10回 定時株主 総会招集 ご通知

株式会社みらいワークス
証券コード6563

証券コード6563

2021年12月7日

株主各位

東京都港区東新橋二丁目8番1号7階

株式会社みらいワークス

代表取締役社長 岡本 祥治

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面又はインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年12月21日（火曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年12月22日（水曜日）午前11時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル14階 （昨年と会場が変更となっております。末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 報告事項 | 第10期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

4. 議決権行使のご案内

(1) 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月21日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年12月21日（火曜日）午後6時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。（詳細は、3ページをご参照ください。）

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://mirai-works.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下のウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。
<https://mirai-works.co.jp/>

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2021年12月21日（火曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

(1) 議決権行使書用紙に記載されているログインID及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。

(2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

(1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。

(2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。

(3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

(添付書類)

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置により、社会・経済活動が大きく制限される状況が続いておりました。直近では国内における新規感染者に減少の傾向が見られ緊急事態宣言は解除されたものの、諸外国においては再び新規感染者増加の兆しも見られます。そのため依然として収束時期が見通せないことから、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、首都圏を中心とした人材不足及び働き方改革への関心の高まり、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進の加速、地方創生の促進といった需要を背景に、当社のプロフェッショナル人材向けサービス事業は、様々な事業会社を中心に新規受注を拡大し、事業活動を推進しており、売上高は堅調に推移しております。

Webプラットフォーム事業においては、都市×地方による副業イノベーションプラットフォーム・サービス「Skill Shift」サービスを運営し、プラットフォームサービスとしての価値を高めるため地方金融機関や自治体との業務提携を推進してまいりました。提携先による地方副業案件が掲載されることでWeb上で企業と副業希望者が自らマッチングする機会が増えております。

都市部幹部人材の地方への流動を促す地方転職プラットフォーム「Glocal Mission Jobs」[Glocal Mission Times] サービスは、都市部プロ人材の地方転職を目的に、地方での働き方や地方企業に関する情報発信を通じ地方への興味喚起を行い、求職者の掘り起こしや応募喚起を進め魅力ある地方優良企業の経営幹部ポジションなどの転職先を紹介しております。そして地方金融機関や人材サービス企業等との提携により全国のプロ人材向け求人情報を収集し、プラットフォームとしての力を高め、ブランド力の向上を図っております。一方で、既存事業の拡大や新規事業展開に資するべく、営業人員含め多様な人材の採用強化のた

めの投資を実施しております。

また当社既存事業で蓄積したノウハウやビッグデータを活用したソリューション事業も立ち上げました。2021年2月には地域金融機関の人材紹介事業立ち上げ支援をすることで地域への人材流動化を目指したサービス「人材紹介伴走サポート」と人生100年時代のキャリアデザイン構築ソリューションを企業に提供する「100年人生・HRソリューション」の2つのサービスを開始し、3月には企業や自治体がイノベーションを推進するためのソリューションを提供する「イノベーション・サポート」を開始しました。既存事業で培ったノウハウを活かし当社にしかできないソリューションの提供を地域金融機関や大企業・自治体を中心に進めております。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高4,907,450千円（前年同期比18.1%増）となりました。

一方で、利益面に関しては、営業利益が232,835千円（前年同期比201.6%増）となりましたが、Skill Shiftサイトへの不正アクセスによる対策費用として営業外費用に情報セキュリティ対応費を計上したため経常利益は215,497千円（前年同期比171.5%増）となり、またWebプラットフォーム事業において減損損失を計上したため、当期純利益は142,756千円（前年同期比241.8%増）となりました。

なお、当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

（注）サービス名は商標又は登録商標です。

(2) 資金調達状況

当事業年度中に実施をした資金調達状況は以下のとおりであります。

- ① 新株発行による資金調達
該当事項はありません。
- ② 借入による資金調達
該当事項はありません。

(3) 設備投資状況

当事業年度における主要な設備投資は、サイト機能のリニューアルによる無形固定資産の取得に伴う設備投資42,855千円であります。

(4) 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下のとおりであります。

① 事業ポートフォリオの最適化

既存事業であるFCエージェント事業においては、紹介や人脈による営業を主として展開してきましたが、事業の拡大および「Skill Shift」や「Glocal Mission Jobs」といったWebプラットフォーム事業やこれまでの雇用・フリーランス・副業等の多様な働き方の人材・クライアント双方の支援実績、セカンドキャリア事例、新規事業プロジェクト支援実績等のノウハウをもとに展開するソリューション事業を開始したことにより、その営業手法も多様化させていく必要があります。

また、複数のマッチングサービスを行っていく上で、既存サービスと新規サービス間の登録者とクライアントの流動が進み、その対応が必要となると考えております。

全社売上高の柱となっているFCエージェント事業、高い利益率の見込めるWebプラットフォーム事業およびソリューション事業で構成される事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、売上・利益双方の最大限の成長を目指してまいります。

② 生産性の向上と仕組化

現状、当社ビジネスモデルが特異であるため即戦力人材を採用することは困難であり、新規に採用した営業人員の戦力化まで、6ヶ月ほどを要しております。これについて、ノウハウの共有、データ蓄積とファクトデータによる業務遂行など、より仕組化を強化し、経営管理の情報把握のスピードを上げ、マネジメントのスピードアップに繋げてまいります。

また、デジタル化に対応する人材に注目が集まり、引き続き大企業でのDX（デジタルトランスフォーメーション）推進を背景に、当社内のDX化を推し進めてまいります。

その他、働き方の変化に伴い、情報セキュリティ保護の進化をしてまいります。

③ 登録プロフェッショナル人材の確保とエンゲージメントの強化

当社の事業拡大のためには、プロフェッショナル人材の確保が必要不可欠となります。PR活動やWEBマーケティングを中心に、当社への登録を行うプロフェッショナル人材数を増やす施策を引き続き実施してまいります。また、プロフェッショナル人材が、雇用、副業、独立、離職（リカレント教育等）といった多様な働き方を実践し、ライフステージの変化に応じて働き方を選択していく上で、当社が選ばれ続けるようプロフェッショナル人材とのエンゲージメントの強化を図ってまいります。

④ マッチング方法の変化と仕組みの強化

クライアントと登録プロフェッショナル人材のマッチングについて、当社社員がすべてに介在して、1件ずつ手厚く対応をしており、その業務工数が多くなっております。

また現状、高単価案件を扱うプロフェッショナル人材の領域では、Web上でのマッチングを成立させることが、クライアントと登録プロフェッショナル人材の双方の意識や商習慣により困難とされていますが、将来的には変化し、この領域においても、Web上でマッチングが成立する時代がくると考えております。

当社は、これまで蓄積してきたプロフェッショナル人材領域におけるマッチングノウハウを活用し、既存ビジネスであるFCエージェント事業において、プロフェッショナル人材が自ら案件情報を確認し直接応募ができる仕組みを導入し、「フリーコンサルタント.jp」のサイトリニューアルを実施いたしまして、今後も機能の強化を行ってまいります。

⑤ 営業人員の増員と優秀な社員の確保

主力事業であるFCエージェント事業においては、売上高に直結する契約数を増加するために、営業効率の改善を図るだけでなく営業人員数を増加させていく必要があります。2024年9月期に売上高の倍増を目指すに当たり、直接営業人員数も倍増させる計画であります。新規採用を継続的に行っていくことに加えて、多様な働き方を積極的に取り入れ、経営理念に共感する優秀な社員を確保してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第7期 2018年9月期 | 第8期 2019年9月期 | 第9期 2020年9月期 | 第10期 2021年9月期 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 売 上 高 (千円) | 3,033,660 | 3,596,455 | 4,155,633 | 4,907,450 |
| 営 業 利 益 (千円) | 157,030 | 128,868 | 77,196 | 232,835 |
| 経 常 利 益 (千円) | 158,784 | 133,509 | 79,371 | 215,497 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 101,064 | 91,373 | 41,766 | 142,756 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 21.66 | 18.66 | 8.41 | 28.22 |
| 純 資 産 (千円) | 646,469 | 748,739 | 813,625 | 973,177 |
| 総 資 産 (千円) | 1,247,974 | 1,382,981 | 1,545,072 | 1,824,035 |
| 1株当たり純資産 (円) | 132.87 | 152.34 | 162.15 | 191.04 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算出しております。
2. 2017年11月2日付で1株につき50株の割合、2020年12月18日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っております。上記では2018年9月期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

- (6) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

| 事 業 | 主 要 製 品 |
|------------|--|
| FCエージェント事業 | プロフェッショナル人材向けサービス事業。 当社に登録しているプロフェッショナル人材を顧客企業へ人材派遣を行う事業。 基幹システム開発、戦略策定やPMO及びIT、業務改善コンサルティング等。 |

(8) 主要な営業所及び従業員の状況

① 営業所 (2021年9月30日現在)

| 名称 | 所在地 |
|-----------|--------|
| 本 社 | 東京都港区 |
| 大 阪 事 業 所 | 大阪府大阪市 |

② 従業員の状況（2021年9月30日現在）

当社の従業員数

| 従業員数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|
| 67名 | 38.0歳 | 3年0ヶ月 |

(注) 従業員数は、有期雇用契約社員及び派遣社員31名（年間の平均人員）を含んでおりません。

(9) 主要な借入及び借入額（2021年9月30日現在）

該当事項はありません。

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,095,000株

(3) 当事業年度末の株主数 2,309名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|--------------|-----------|---------|
| 岡本 祥治 | 2,660,000 | 52.22 |
| 楽天証券株式会社 | 99,000 | 1.94 |
| 八木 大輔 | 82,500 | 1.62 |
| 佐藤 卓也 | 80,000 | 1.57 |
| JPモルガン証券株式会社 | 73,700 | 1.45 |
| 品川 広志 | 60,000 | 1.18 |
| 株式会社SBI証券 | 52,000 | 1.02 |
| 株式会社レフバ | 44,700 | 0.88 |
| 渡辺 公夫 | 43,200 | 0.85 |
| 小沼 滋紀 | 42,200 | 0.83 |

(注) 持株比率は自己株式（868株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| 名 称 | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-----------------------------|--|---|---|
| 新株予約権の数 | 10個 | 57個 | 30個 |
| 保有人数 当社取締役及び監査役（社外役員を除く） | 1名 （取締役：1名） | 1名 （取締役：1名） | 1名 （監査役：1名） |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 当社普通株式200,000株 | 当社普通株式11,400株 | 当社普通株式6,000株 |
| 新株予約権の発行価額 | 225円 | 225円 | 225円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2017年6月25日 至 2025年6月24日 | 自 2018年4月1日 至 2025年3月31日 | 自 2018年9月30日 至 2025年9月29日 |
| 新株予約権の主な行使条件 | 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 | 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員（相談役、顧問契約者を含む）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 | 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員（相談役、顧問契約者を含む）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 |

(注) 2016年3月18日付で、普通株式1株につき100株、2017年11月2日付で、普通株式1株につき50株、2020年12月18日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っております。上記では当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年9月30日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職 |
|-------|-------|---|
| 代表取締役 | 岡本祥治 | 社長 (株)オンサイドパートナーズ 代表取締役 |
| 取締役 | 池田真樹子 | 経営管理部長 |
| 取締役 | 中田康雄 | (株)中田康雄事務所 代表取締役 一般社団法人スマート・テロワール協会 代表理事兼会長 |
| 常勤監査役 | 武藤一郎 | (同)キャリアトレーナーわくわくオフィス 代表 |
| 監査役 | 品川広志 | 弁護士法人エムパートナーズ代表社員（弁護士） 星野リゾート・リート投資法人 監督役員 (株)インキュリオン 社外監査役 (株)アデランス 社外監査役 キッズウェル・バイオ(株) 社外監査役 |
| 監査役 | 本行隆之 | シロウマサイエンス(株) 取締役 のぞみ監査法人 代表社員 Hamee(株) 監査役 大江戸温泉リゾート投資法人 監督役員 (株)Stand by C京都 代表取締役 (株)NHKビジネスクリエイト 監査役 (株)NHKアート 監査役 (株)インキュリオン 社外監査役 税理士法人Stand by C 社員 |

- (注) 1. 池田真樹子氏の戸籍上の氏名は、宮崎真樹子であります。
2. 取締役中田康雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 2020年12月22日に行われた第9期定時株主総会終結の時をもって、三木浩氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
4. 監査役武藤一郎氏は、2021年10月7日付で逝去により、監査役を退任いたしました。これに伴い監査役の法定員数を欠くこととなったため、会社法第346条第2項の規定に基づき、東京地方裁判所に仮監査役（一時監査役職務代行者）の選任の申立てを行い、2021年10月27日付で同裁判所より亀村明氏が仮監査役として選任され就任しております。
5. 監査役武藤一郎氏及び品川広志氏及び本行隆之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役本行隆之氏は、公認会計士のため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は取締役中田康雄氏、監査役武藤一郎氏、品川広志氏及び本行隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の臨時株主総会において、年額金80百万円以内（うち、社外取締役16百万円以内）と決議されております（使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年12月22日開催の定時株主総会において、年額金40百万円以内（うち、社外監査役30百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で代表取締役社長の岡本祥治に一任し、代表取締役社長の岡本祥治は、各役員の職務の内容、実績・成果などを勘案して個人別の取締役報酬の具体的な支給額、支給時期等を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|------------------|------------|------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 4名 (2名) | 22百万円 (3百万円) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 3名 (3名) | 14百万円 (14百万円) |
| 合計 | 7名 | 36百万円 |

(注) 1. 当事業年度末における取締役は3名、監査役は3名であります。

2. ストックオプションによる報酬は含んでおりません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 中田康雄氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

(株)中田康雄事務所代表取締役、一般社団法人スマート・テロワール協会代表理事兼会長であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ、必要に応じ経営者としての専門的見地から発言を行い、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。

(ロ) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

(ハ) 当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 社外監査役 武藤一郎氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

(同)キャリアトレーナーわくわくオフィス代表であり、兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は75.0%であり、重要事項の質疑をはじめ、外資系コンサルティング企業及び国内監査法人で培った豊富な経験と知見より幅広い観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ロ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は78.6%であり、取締役等の職務の執行状況について報告し適宜意見を述べるなどにより適切な監査を行っております。

(ハ) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

(ニ) 当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③ 社外監査役 品川広志氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

弁護士法人エムパートナーズ代表社員、星野リゾート・リート投資法人監督役員、(株)インキュリオン社外監査役、(株)アデランス社外監査役、キッズウェル・バイオ(株)社外監査役であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ、主に弁護士としての専門的な知見と豊富な経験より幅広い観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ロ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、取締役等の職務の執行状況についての報告を受け適宜質問や意見を述べるなどにより適切な監査を行っております。

(ハ) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

(二) 当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④ 社外監査役 本行隆之氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

シロウマサイエンス(株)取締役、のぞみ監査法人代表社員、Hamee(株)監査役、大江戸温泉リート投資法人監督役員、(株)Stand by C京都代表取締役、(株)NHKビジネスクリエイティブ監査役、(株)NHKアート監査役、(株)インキュリオン社外監査役、税理士法人Stand by C社員であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ、主に公認会計士としての専門的な知見と豊富な経験より幅広い観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ロ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、取締役等の職務の執行状況についての報告を受け適宜質問や意見を述べるなどにより適切な監査を行っております。

(ハ) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

(二) 当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 26,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額26,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- i 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
 - (i) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。
 - (ii) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - (iii) 当社の取締役会は、取締役の職務執行について監視・監督を行う。
 - (iv) 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - (v) 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ii 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - (ii) 当社は、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規則に基づき、また「個人情報保護規程」を制定し、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- iii 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント活動を推進する。
 - (ii) 当社は、経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - (iii) 当社の内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

- iv 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
 - (ii) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (iii) 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を週1回以上開催する。

- v 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - (ii) 当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、経営会議にて審議を行い、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - (iii) 当社は、「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - (iv) 当社の内部監査担当者は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況ならびにその他業務の遂行状況を検証する。
 - (v) 当社の監査役は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

- vi 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。
 - (ii) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - (iii) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

- vii 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (i) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - (ii) 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

- viii その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - (ii) 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
 - (iii) 当社の監査役は、内部監査担当者の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - (iv) 当社の監査役は、監査法人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

- ix 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

- x 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
 - (i) 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対策規程」に則り、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
 - (ii) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

i 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の経営管理部がモニタリングし、改善を進めております。

ii コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

iii リスク管理体制

経営会議において、各部・チームから報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

iv 内部監査

経営管理部が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 1,682,834 | 流動負債 | 850,858 |
| 現金及び預金 | 1,134,185 | 買掛金 | 600,586 |
| 売掛金 | 504,523 | 未払金 | 76,207 |
| 未成業務支出金 | 162 | 未払費用 | 13,396 |
| 前払費用 | 42,986 | 未払法人税等 | 52,548 |
| その他 | 976 | 未払消費税等 | 46,390 |
| 固定資産 | 141,200 | 預り金 | 21,941 |
| 有形固定資産 | 13,428 | 賞与引当金 | 38,176 |
| 建物 | 10,979 | 前受金 | 1,611 |
| 工具、器具及び備品 | 18,288 | 負債合計 | 850,858 |
| 減価償却累計額 | △15,839 | 純資産の部 | |
| 無形固定資産 | 56,891 | 株主資本 | 973,177 |
| 商標権 | 153 | 資本金 | 58,640 |
| ソフトウェア | 56,037 | 資本剰余金 | 362,806 |
| その他 | 700 | 資本準備金 | 200,723 |
| 投資その他の資産 | 70,881 | その他資本剰余金 | 162,083 |
| 出資金 | 50 | 利益剰余金 | 552,751 |
| 長期前払費用 | 18,880 | その他利益剰余金 | 552,751 |
| 繰延税金資産 | 28,090 | 繰越利益剰余金 | 552,751 |
| 敷金 | 23,861 | 自己株式 | △1,020 |
| | | 純資産合計 | 973,177 |
| 資産合計 | 1,824,035 | 負債及び純資産合計 | 1,824,035 |

損益計算書

(自2020年10月1日 至2021年9月30日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高 | | 4,907,450 |
| 売上原価 | | 3,656,275 |
| 売上総利益 | | 1,251,174 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,018,339 |
| 営業利益 | | 232,835 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 7 | |
| 受取配当金 | 1 | |
| 雑収入 | 1,786 | 1,795 |
| 営業外費用 | | |
| 情報セキュリティ対応費 | 19,134 | 19,134 |
| 経常利益 | | 215,497 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 41 | |
| 減損損失 | 18,003 | 18,045 |
| 税引前当期純利益 | | 197,451 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 70,555 | |
| 法人税等調整額 | △15,860 | 54,695 |
| 当期純利益 | | 142,756 |

株主資本等変動計算書

(自2020年10月1日 至2021年9月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|---------------------|----------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 2020年10月1日残高 | 212,083 | 192,083 | — | 192,083 | 409,994 | 409,994 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 8,640 | 8,640 | | 8,640 | | |
| 減資 | △162,083 | | 162,083 | 162,083 | | |
| 当期純利益 | | | | | 142,756 | 142,756 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 事業年度中の変動額 合計 | △153,443 | 8,640 | 162,083 | 170,723 | 142,756 | 142,756 |
| 2021年9月30日残高 | 58,640 | 200,723 | 162,083 | 362,806 | 552,751 | 552,751 |

| | 株主資本 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------|------------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | |
| 2020年10月1日残高 | △536 | 813,625 | 813,625 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | | 17,280 | 17,280 |
| 減資 | | — | — |
| 当期純利益 | | 142,756 | 142,756 |
| 自己株式の取得 | △484 | △484 | △484 |
| 事業年度中の変動額 合計 | △484 | 159,551 | 159,551 |
| 2021年9月30日残高 | △1,020 | 973,177 | 973,177 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績が無いこと、貸倒懸念債権が存在しないことより、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用しておりますが、計算書類に記載すべき重要な会計上の見積りはありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響について、直近では国内における新規感染者は減少の傾向が見られるものの諸外国においては再び増加の兆しも見られます。そのため現時点では引き続きその収束時期を予測することは困難な状況にあることを踏まえ、2022年9月期第2四半期にかけて経済状況は徐々に回復していくものと仮定しております。

こうした仮定のもと、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。また、今後の経過によっては、実績値に基づく結果が、これらの仮定及び見積りとは異なる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|------------|-----------|
| 当座貸越極度額の総額 | 850,000千円 |
| 借入実行残高 | －千円 |
| 差引額 | 850,000千円 |

6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 5,095,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 868株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

- (3) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 322,400株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)

繰延税金資産

| | |
|--------|--------|
| 賞与引当金 | 13,205 |
| 減損損失 | 6,227 |
| 資産除去債務 | 930 |
| 未払事業税 | 5,643 |
| その他 | 2,084 |

繰延税金資産合計 28,090

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

買掛金、未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

イ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 1,134,185 | 1,134,185 | — |
| (2) 売掛金 | 504,523 | 504,523 | — |
| 資産計 | 1,638,709 | 1,638,709 | — |
| (1) 買掛金 | 600,586 | 600,586 | — |
| (2) 未払金 | 76,207 | 76,207 | — |
| 負債計 | 676,794 | 676,794 | — |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,134,176 | — | — | — |
| 売掛金 | 504,523 | — | — | — |
| 合計 | 1,638,700 | — | — | — |

10. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 191円04銭

1株当たり当期純利益金額 28円22銭

(注) 当社は、2020年12月18日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

株式会社みらいワークス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 尾 稔

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 滑 川 雅 臣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みらいワークスの2020年10月1日から2021年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、株式会社みらいワークスの2020年10月1日から2021年9月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画を定め、各監査役からその監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び使用人等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画に従い、取締役及び使用人等並びに他の監査役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年11月25日

株式会社みらいワークス 監査役会

常勤監査役 亀村 明 ㊟
監 査 役 (社外監査役) 品川 広志 ㊟
監 査 役 (社外監査役) 本行 隆之 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、下記のとおり3名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び兼職の状況 | | 所有株式数 (株) |
|-------|-------------------------------------|--|---|--------------|
| 1 | おかもと ながはる 岡本 祥治 (1976年8月28日生) | 2000年7月 2005年7月 2007年9月 2012年3月 2019年10月 | アンダーセン・コンサルティング(株) (現アクセンチュア(株)) 入社 (株)アイ・シー・エフ 入社 (株)オンサイドパートナーズ 設立 代表取締役 (現任) 当社設立 代表取締役社長 (現任) (株)スキルシフト 代表取締役 | 2,660,000 |
| 2 | いけだ まきこ 池田 真樹子 (1978年8月24日生) | 2001年4月 2005年1月 2009年4月 2013年7月 2013年10月 2015年7月 2017年2月 2018年12月 2019年10月 | 落合公認会計士事務所 入社 グローバル・ブレイン(株) 入社 (株)イトクロ 入社 (株)クロス・マーケティング 入社 (株)クロス・マーケティンググループ 出向 当社 入社 当社 経営企画部長 当社 取締役経営管理部長 (現任) (株)スキルシフト 監査役 | — |
| 3 | なかた やすお 中田 康雄 (1943年2月24日生) | 1967年4月 1970年10月 1979年2月 2005年6月 2009年11月 2013年2月 2015年6月 2018年8月 | 宇部興産(株) 入社 三菱レイヨン(株) 入社 カルビー(株) 入社 同社 代表取締役社長 兼CEO、CIO 就任 (株)中田康雄事務所 設立 代表取締役 (現任) 当社 顧問 当社 取締役 (現任) 一般社団法人スマート・テロワール協会 代表理事兼会長 (現任) | 4,000 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡本祥治氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 池田真樹子氏の戸籍上の氏名は、宮崎真樹子であります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各取締役候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。
5. 取締役候補者の内、中田康雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって、6年6ヶ月になります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 中田康雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営及び企業内情報システムに知見を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確な助言によって当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献することを期待したためであります。
7. 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第2号議案 監査役1名選任の件

2021年10月7日に、武藤一郎氏が逝去され監査役を退任いたしました。これにより、監査役に欠員が生じたため、2021年10月27日に東京地方裁判所において仮監査役として亀村明氏が選任され就任いたしました。仮監査役は、本総会終結の時をもって、任期満了となりますので、下記のとおり1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び兼職の状況 | | 所有株式数 (株) |
|-----------------------------------|---|---|--------------|
| かめむら あきら 亀村 明 (1947年8月29日生) | 1970年4月 1998年12月 2001年4月 2001年8月 2001年10月 2009年9月 2011年12月 2018年11月 2021年4月 2021年10月 | 日興証券(株) (現SMBC日興証券(株)) 入社 同社 執行役員 日興企業(株) 常務取締役 (株)アルファシステムズ 常勤顧問 同社 常務取締役 AIU保険会社 (現AIG損害保険(株)) 顧問 (株)メタップス 常勤監査役 同社 社外取締役 (常勤監査等委員) 同社 パートナー (現任) 当社 仮監査役 (現任) | — |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者を監査役候補者とした理由は、同氏は上場会社の取締役及び監査役としての豊富な経験を有しており、客観的立場から監査の妥当性を確保していただけるものと判断いたしました。
3. 候補者は、現在当社の仮監査役であり、仮監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2ヵ月となります。
4. 候補者の選任が承認された場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
5. 当社は監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。監査役候補者が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

汐留住友ビル

東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル14階



交通のご案内

| | |
|-----------|-------------|
| 新交通ゆりかもめ | 「汐留駅」 徒歩1分 |
| 都営地下鉄大江戸線 | 「汐留駅」 徒歩1分 |
| JR | 「新橋駅」 徒歩10分 |
| 東京メトロ銀座線 | 「新橋駅」 徒歩12分 |
| 都営地下鉄浅草線 | 「新橋駅」 徒歩10分 |

(お願い)

会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。